個人情報保護審議会答申の概要

答申第 160 号 (諮問第 175 号)

件名:公安委員会への損害賠償請求書の処理経過等の不開示(不存在)決定に関する件

1 開示請求

令和元年10月7日

2 原処分

令和元年10月21日(不開示(不存在)決定)

愛知県公安委員会は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の自己情報開示 請求について、愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」 という。)第21条第2項(開示請求に関する保有個人情報を保有していない)に該当 するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和元年 11 月 1 日 原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 12 月 24 日

5 審議会の結論

愛知県公安委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

- 6 審議会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を 請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権 利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもと に解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によれば、令和元年8月2日に審査請求人は、道路標識が自宅敷地内に 入っていたことに対して損害賠償を求める本件書面を公安委員会室員に提出したと のことである。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本件書面は公安委員会が

収受すべき文書ではないと判断し、収受することなく本件書面を返戻したことから、 文書収受簿又はこれに類する文書は作成していないとのことである。そして、本件 書面への対応については、全て口頭により相談し、方針を決定しており、決裁文書 等の処理に係る文書は作成していないとのことである。また、返戻の方法について は、送付文を添付することなく本件書面のみを審査請求人宛てに送付しており、送 付に係る文書も作成していないとのことである。

他に本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情も認められないことから、 本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特 段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

元年8月2日公安委員会へ損害賠償請求書を手渡した。 文書収受簿・処理経過・処理結果がわかる文書 意思決定するための決裁書、その他関連する文書

(決裁文書を含む)

公安委員会が保管するもの

令和元年8月2日以降分に限る